

政府の「働き方改革」へ 企業としてどう対応するか!

— 同一労働同一賃金政策や多様な改正労働法などへの対応のポイント —

昨今、労働関係法令の立法化や改正が相次ぎ、現在、政府においては働き方改革およびこれに関連する法改正が検討されており、改正内容の理解と就業規則等への反映は、人事労務担当者の重要な業務の一環となっております。

そこで、労働法の第一人者である安西弁護士が、同一労働同一賃金政策や労働契約法・労働者派遣法改正などへの企業の対応について分かり易く明快に解説いたします。

経営者・経営幹部、人事労務・総務部門の管理者・担当者ならびに企業を指導する社会保険労務士の方々などにご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

とき 平成29年3月24日(金) 13時30分～16時30分

ところ 高松商工会議所会館 5階 501会議室 (高松市番町2丁目2番2号)

講師 安西法律事務所 弁護士 ^{あん} 安 ^{ざい} 西 ^{まさる} 愈 氏

講師紹介

昭和33年 高松商業高校卒、同年 香川労働基準局に採用、同局労災補償課、監督課、大内労働基準監督署等勤務、昭和37年 中央大学法学部(通信教育課程)卒、昭和39年 労働省労働基準局監督課へ配置換え、昭和43年 司法試験合格、昭和44年 労働省退職、昭和46年 弁護士登録、現在に至る。

この間、第一東京弁護士会副会長(昭和60年)、中央大学講師(昭和62年～平成15年)、東京基督教大学講師(昭和62年～平成9年)、最高裁判所司法研修所教官(平成4年～同7年)、労働省科学顧問(平成10年～同12年)、日弁連研修委員長(平成11年)、東京地方最低賃金審議会会長(平成11年～24年)などを歴任、現在、第一東京弁護士会労働法制委員長(平成17年～)、東京三弁護士会労働訴訟等協議会議長(平成27年)

[著書]「トップ・ミドルのための採用から退職までの法律知識」、「部下を持つ人のための人事・労務の法律」、「人事の法法律常識」、「新版 労働者派遣法の法律実務」など多数

講座内容

- | | |
|---|--|
| ● 第1. 最近の政府の「働き方改革」政策をめぐって
— 労働条件向上による生産性向上と産業競争力の強化 — | ● 第6. 各労働局の「正社員転換・待遇改善実現本部」の行政指導の対処は
— 多様な正社員・限定雇用の方向への指導、給付金政策 — |
| ● 第2. 同一労働同一賃金政策への企業の対応は
— 新卒一括採用・職務評価ルールのない現状 — | ● 第7. 無期転換しない5年未満の有期雇用契約の運用は
— 脱法行為として無効とならないためにどうするか — |
| ● 第3. 定年後再雇用と労働契約法の不合理な労働条件の禁止は
— 同一労働の再雇用は賃金差別禁止か — | ● 第8. 労働者派遣法の活用と派遣先企業の留意点は
— 派遣元無期雇用者の長期派遣受入れと研修等への協力 — |
| ● 第4. パートタイマーと不合理な労働条件の禁止の取扱いは
— パートタイマーの差別禁止は行政指導をうけるか — | ● 第9. 発注者・派遣先の違法派遣受入れによる「労働契約申込みみなし」制度とは
— どんな場合に派遣先直接雇用となるか — |
| ● 第5. 1年後に迫ったパート等の無期転換申込み制へ企業の対応は
— 人手不足への活用と業務減少(雇用調整)対応の問題 — | ● 第10. 中小企業における「働き方改革」への対応は
— 従業員への個別的対応による活用と配慮 — |

申込要領

申込方法・支払方法

- ・下記「参加申込書」に所要事項をご記入のうえ、**3月17日(金)**までにファクシミリにて、お申込ください。なお、受付票は発行いたしませんので、直接会場までお越し下さい。
- ・準備の都合上、**3月17日(金)**以降の参加取消しの場合、参加費の返却はいたしかねますので、代理の方のご参加をお願いします。
- ・お手数ですが、右記口座までに参加費をお振込み下さるようお願いいたします。**お振込みの場合、振込控をもって領収証に代えさせていただきます。**なお、恐れ入りますが、**振込手数料は貴社・団体にてご負担をお願いいたします。**

お申込み・お問い合わせ

香川県経営者協会

「H28年度労働法実践セミナー」係

(担当：藤井、谷口)

〒760-0017 高松市番町2丁目2番2号
TEL (087) 821-4691 FAX (087) 825-9274

個人情報の取扱について

- (1) 参加お申込みによりご提示いただきました個人情報は、本セミナーに関わるご連絡、参加者名簿の作成など運営上の管理ならびに当協会が主催・実施する各種事業におけるサービスのご提供や事業のご案内のために利用させていただきます。法令に基づく場合等を除き、事業関係者以外の第三者に開示・提供いたしません。
- (2) 本パンフレット記載事項の無断転載をお断りいたします。

参加費・振込先

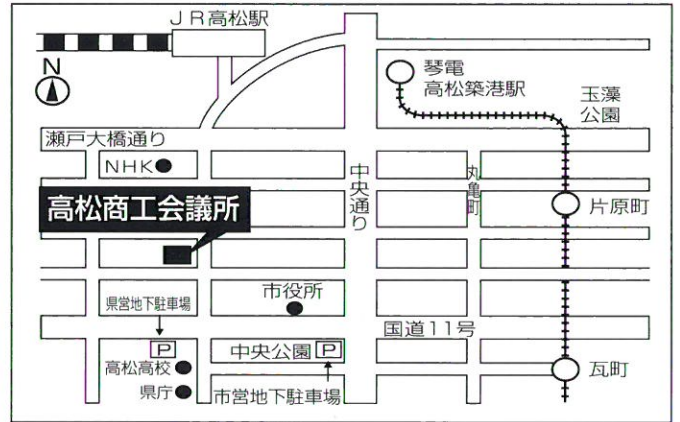
《参加費》(1名につき)

香川県経営者協会・香川県社労士会 ・労働法ビジネスセミナー会員	10,000円 (資料代等を含みます)
会員外	12,000円 (//)

《振込先》

	百十四銀行本店	香川銀行本店
口座(普通)	1233480	3503823
名義(共通)	香川県経営者協会	

会場案内



- JR高松駅より徒歩で約10分、車で約5分
- 高松中央I.Cより車で約20分
- 高松西I.Cより車で約20分

----- ✂ ----- <キサトリ線> ----- ✂ -----

香川県経営者協会 行き

平成 年 月 日

FAX : 087-825-9274

※お申込みはFAXにてお願いします。

「H28年度 労働法実践セミナー (安西弁護士)」参加申込書

会社名・団体名 所在地 〒

申込者 (所属・役職) (氏名)

TEL () - FAX () -

● 請求書 (要 ・ 否)

	所属・役職名	氏名
会員・会員外	<input type="text"/>	<input type="text"/>
会員・会員外	<input type="text"/>	<input type="text"/>
会員・会員外	<input type="text"/>	<input type="text"/>

参加費 円× 名= 円(銀行 月 日振込予定) ※参加者多数の場合は、本申込書をコピーしご利用ください。